

奈良県奨学金返還支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、大学等を卒業した学生の県内就職促進及び定着を図るため、従業員への奨学金返還支援制度を設け、奨学金返還のために賃金に上乗せして奨学金返還支援金を支給し、又は代理返還により独立行政法人日本学生支援機構（以下、「日本学生支援機構」という。）に直接送金する県内中小企業に対し、その支給又は送金に要する経費について、予算の範囲内において補助金として交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「県内中小企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者に該当し、かつ県内に本社を有する中小企業者をいう。
- (2) 「大学等」とは、大学、大学院、短期大学、専門学校及び高等専門学校をいう。
- (3) 「奨学金返還支援金」とは、就業規則又は賃金規定等の文書により支給方法等が明確に定められており、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず企業が従業員の奨学金返還支援を目的として支払った金銭（労働の対価として支払われる金銭及び共済等が支給する手当を除く。）をいう。
- (4) 「代理返還」とは、中小企業者が従業員に代わり、奨学金返還額の全部又は一部を日本学生支援機構に直接送金することをいう。
- (5) 「奨学金」とは、日本学生支援機構の貸与型（第一種・第二種）の奨学金をいう。
- (6) 「年度」とは4月1日から翌年3月31日までの間をいう。

(補助対象経費、補助率及び補助上限額等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	第7条に定める補助対象候補者として認定を受けた者が、第6条に規定する支援対象従業員に対し、奨学金返還支援金として支給し、又は代理返還により日本学生支援機構に直接送金した金額 ただし、次の各号に定める場合は、補助対象経費として算定しない。 (1) 支援対象従業員が、補助対象候補者から自らの奨学金返還総額を超えて奨学金返還支援金を受けている場合は、その超えた額
--------	---

	(2) 支援対象従業員が、日本学生支援機構から、奨学金返還の全額又は一部の免除を受けた場合は、その免除された額
補助率	補助対象候補者が支給又は送金した額に2分の1を乗じて得た額以内
補助上限額等	補助対象期間 支援対象従業員の入社日が属する年度を含めて最大10年間 補助上限額 支援対象従業員一人あたり100千円/年 1 補助対象事業者あたり最大5人/年

(補助対象候補者の認定の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、奈良県奨学金返還支援事業補助対象候補者認定申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に申請し、補助対象候補者の認定を受けなければならない。

- (1) 新規学卒者・既卒者採用計画書(第2号様式)
- (2) 奨学金返還支援事業補助対象候補者の認定の申請に関する誓約事項(別紙)
- (3) 奨学金返還支援金の支給方法等について明確に定められた就業規則又は賃金規定等の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助対象候補者要件)

第5条 補助対象候補者として認定される者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 県内中小企業であること。
- (2) 申請日の属する年度の翌々年度に、次条に定める支援対象従業員になり得る者の採用を予定していること。
- (3) 奨学金返還支援金の支給方法等について、就業規則又は賃金規定等の文書で明確に定めていること。
- (4) 雇用保険の適用事業主であること。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- (6) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (7) 県税を滞納していないこと。

(支援対象従業員要件)

第6条 支援対象従業員は、補助対象候補者が次条の認定を受けた日の属する年度の翌々年度に入社する者のうち、以下の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 大学等を卒業していること。
- (2) 第9条に規定する奈良県奨学金返還支援事業支援計画書(以下「支援計画書」)

- という。)の提出日の属する年度の末日において、35歳未満であること。
- (3) 支援計画書の提出日において、正社員（雇用期間の定めがない者）として採用されていること。
 - (4) 認定を受けた補助対象候補者の、奈良県内に所在する本社、工場、事業所等に勤務していること。
 - (5) 大学等の在学中に日本学生支援機構から奨学金を貸与された者であること。
 - (6) 個人事業主（実質的に代表者の個人事業と同様と認められる法人を含む。）と同居している親族でないこと。ただし、勤務実態、勤務条件が他の従業員と同様であると認められる場合は除く。
 - (7) 他の自治体から本補助金と趣旨を同じくする補助金等の支援を受けていないこと。

（補助対象候補者の認定及び登録）

- 第7条 知事は、第4条第1項に規定する申請書の提出があった場合において適当と認めるときは、補助対象候補者として認定するとともに、奨学金返還支援制度導入企業として登録し、当該申請者に対し、通知するものとする。
- 2 登録の有効期間は、認定を受けた日の属する年度を含めて12ヵ年度とする。
 - 3 前項の期間中、新たに補助対象候補者として認定を受けようとする者は、新規学卒者・既卒者採用計画書の提出をもって第4条の認定申請があったものとみなす。
 - 4 本条第2項の期間中に、認定を受けた内容に変更が生じる場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

（認定の取消し等）

- 第8条 知事は、補助対象候補者が次に掲げる各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第1項の認定を取り消すことができる。
- (1) 補助対象候補者から認定辞退の申し出があったとき。
 - (2) 第5条に定める補助対象候補者要件を満たさなくなったとき。
 - (3) 第4条第1項第2号に定める誓約事項に違反のあったとき。
 - (4) 第9条の規定による書面の提出が期日までになかったとき。
 - (5) 第12条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- 2 補助対象候補者は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象候補者辞退届（第3号様式）を知事に提出しなければならない。ただし、(2)の場合においては、登録は継続するものとする。
- (1) 前項第1号及び第2号に該当することとなったとき。
 - (2) 各年度において、支援対象従業員の採用がなかったとき。
- 3 本条第1項の認定の取り消しがあった場合は、登録についても取り消されるものとする。

（補助金の交付の申請）

- 第9条 補助対象候補者が補助金の交付を受けようとするときは、毎年度、知事が別

に定める期日までに、奈良県奨学金返還支援事業補助金交付申請書（第4号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。ただし、（5）及び（8）については、支援対象従業員の入社日の属する年度に提出することで足りるものとする。

- （1）支援対象従業員が奨学金を返還している額が確認できる書類の写し
- （2）奈良県奨学金返還支援事業支援計画書（・変更届）（第5号様式）
- （3）支援対象従業員の雇用契約書又は雇用通知書等の雇用関係及び雇用形態が確認できる書類の写し
- （4）支援対象従業員の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- （5）住民票又は免許証等の官公署が発行した支援対象従業員の生年月日及び住所を確認できる書類の写し
- （6）従業員名簿又は組織図等、支援対象従業員の勤務地が分かる書類
- （7）日本学生支援機構の口座振替加入通知、その他支援対象従業員の年間返還額及び返還計画を確認できる書類の写し
- （8）支援対象従業員の卒業証明書の写し
- （9）県税に滞納がないことを証する納税証明書
- （10）その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第10条 知事は、前条に規定する書類の提出があった場合において相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者（以下「補助事業者」という。）に対し、通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

（補助事業の変更、中止又は廃止）

第11条 補助事業者は前条の規定による交付決定後に補助事業の内容を変更しようとするときは、変更が生じた日から30日以内に奈良県奨学金返還支援事業補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

- （1）支援対象従業員の県内で完結する転勤又は異動
- （2）奨学金返還支援金の支給等に影響の及ばない範囲での就業規則又は賃金規定等の変更
- （3）その他知事が認める場合

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において相当と認めるときは補助金の変更交付決定を行い、その旨を速やかに当該補助事業者に通知する。なお、知事は必要があるときは、必要な条件を付することができる。

（補助事業者等に対する指示及び検査）

第12条 知事は、補助事業者（補助対象候補者を含む。）に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、各年度の3月31日までに次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- （1）奨学金返還支援実績報告書（第7号様式）
- （2）賃金への上乗せによる支給の場合、当該年度に係る支援対象従業員の給与支給明細書若しくは支援対象従業員に支給した奨学金返還支援金の支給実績が分かる賃金台帳等の書類の写し
- （3）代理返還の場合、代理返還の対象者及び代理返還の額がわかる書類の写し、並びに領収書又は振替振込請求書兼領収書、その他代理返還を行ったことを証する書類の写し
- （4）その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定及び交付）

第14条 知事は前条の規定による報告を受けた場合において、相当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、奈良県奨学金返還支援事業補助金請求書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消等）

第15条 知事は、規則第15条に定めるもののほか、補助事業者が偽りその他の不正の手段によりこの補助金の交付を受け、又は受けようとしたときは、その決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

- 2 前項に該当する場合は、第7条の登録も取り消すものとする。

（補助金の経理等）

第16条 帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助金の交付を受けた日又は補助事業の廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して10年間とする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月22日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月28日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。